

テーマ 1 「市民と行政との協働について」

1 協働の必要性

バブル期までの行政は、豊かな財政に裏打ちされ、全市域的に豊富な公共サービスを拡大しながら提供してきた。また、行政とともに地域活動や市民活動は公共サービスの一端を担ってきたと言える。

しかし、バブルの崩壊以降、少子高齢化、小世帯化、近隣関係の希薄化により、世帯の生活力、地域の団結力が低下し、様々な新しいニーズや課題が地域に発生している。地域活動、市民活動は一定水準を維持してはいるものの、未だに積極的な展開には至っていない。全国的に地方財政が緊迫しており、従来型の公共サービスでは新たなニーズにきめ細かく応えられず、住民満足度の向上を図ることは困難な状況にある。

今後は、行政主体の画一的な公共サービスの提供に加えて、様々な主体と話し合い、担い手を探しながら、地域ごとに優先度の高い課題からきめ細かくニーズに応える公共サービスを構築していくべきである。その主体としては、地域の課題に日常的に深い関わりを持つことから、特定分野において豊富な知識と経験を有する市民活動団体や地域の実情を詳細に把握する地域活動団体などが考えられる。

2 協働の定義

協働とは、行政や市民活動等が組んで公共サービスを提供することであるが、その明確な定義は存在せず、行政によって様々な捉え方がされている。小田原市自治基本条例素案における協働の定義は次のとおりである。

『協働』 相互の立場を尊重し、役割及び責任を分任し、力を存分に出し合い、並びに協力し合うことをいう。」

この定義のなかにおける協働の特性としては、①市民活動団体と行政との相互信頼、②目的共有性、③対等性、④責任分担性などが欠くことのできない重要な要素として考えられる。

これらの要素を前提条件として協働事業が構築されるべきであり、いずれか一つでも欠けてしまった場合には、協働事業の目的の達成は困難になると考えられる。

3 協働の形態

協働には様々な形態が考えられ、それぞれ役割分担が異なる。事業の内容や団体の成熟度により適した形態を想定すべきである。

(1) 共催

地域活動団体又は市民活動団体等と行政が、それぞれ主催者となり、ともに一つの事業を行う形態である。取組の検討段階から協働し、目的の明確化と情報の共有化を図ることや、相互の役割分担、経費負担、リスク分担などの取り決めが重要であり、両者ともに主催者としての責任と自覚が求められる。

(2) 実行委員会・協議会

地域活動団体又は市民活動団体等と行政で構成された実行委員会や協議会が主催者となって事業を行う形態である。取組の検討段階から協働し、目的の明確化と情報の共有化を図ることや、相互の役割分担、経費負担、リスク分担などの取り決めが重要であり、両者ともに主催者としての責任と自

覚が求められる。

(3) 事業協力

地域活動団体又は市民活動団体等と行政とが、対等の立場で、お互いの得意な分野を出し合い、経費分担や役割分担などを決めて、一定期間継続的に協力して事業に取り組む形態である。一般的に、アダプトプログラムのように、目的、役割分担、責任分担、経費分担、有効期限などの項目を取り決めた協定を締結する。

(4) 指定管理者

施設サービスの向上や管理運営経費の削減等を図ることを目的として、民間企業、地域活動団体、市民活動団体といった団体が指定管理者としての指定を受け、それぞれの能力や特長を活かして、行政に代わって施設の管理運営を行う形態である。指定の手続きは条例で定め、管理者の指定には議会の議決が必要となる。

協働事業の位置づけにより行う指定管理者の募集では、協働による施設運営が必要な理由を明確にするとともに、施設の設置目的を効果的に達成するための公募基準を設け、適切な団体を選定することとなる。

(5) 委託

本来行政が責任を持って担うべき分野として考えられている領域において、地域活動団体や市民活動団体等の有する専門性、柔軟性、先駆性などの特性を活用し、より効果的に取組を進めるために、業務を委託する形態である。

協働の実施形態としての委託は、行政の下請けとしてではなく、行政が自ら実施するよりもより良い成果を上げられるという判断のもとに行われ、受託者となる団体の提案・企画を仕様書に取り入れて、事業の実施過程での協議の場を設定するなど、相互の意思疎通を図るとともに、団体の特性を活かす形で実施する。事業実施に関する責任は、原則として委託する行政側が負うことになる。このため、確実な履行が確保されるよう、委託先の選定に当たっては、相手方の事業遂行能力について十分な検討が必要である。

(6) 補助

地域活動団体や市民活動団体等が主体的に行う公益性の高い事業を支援するため、行政が補助金を交付する形態である。

(7) 後援

地域活動団体や市民活動団体等が主催する取組に対して、行政が後援という形で名を連ねる。行政の後援によって、地域活動団体や市民活動団体等の活動に対する社会的な理解や信頼が増し、活動の周知、動員にも幅が広がることが期待できる。逆に、行政主催のイベント等に地域活動団体や市民活動団体等が後援という形で名を連ねることも考えられる。

4 協働事業を推進するための重要な要素について

(1) 市民活動団体と行政間の目的や課題、情報の共有

市民活動団体と行政との相互理解のうえに、目的、課題、情報の共有も欠かすことはできない。互いの事業を意図する背景を理解したうえで、事業の目的に何を据えるか、何を課題と捉え解決するかが一致し、共有される必要がある。

これらが欠けてしまった場合、事業成果の到達水準や課題解決の意見が一致せず、以降の継続性が担保されなくなる恐れがある。事業の着手前に協定文書の締結において詳細を明示したうえで意見交換・合意形成しておくことが望ましいと考えられる。

また、そのための事業を遂行するうえでの情報が共有されることも必要である。協働事業に関わる様々な情報の共有が不十分な場合、異なる判断に至り、同一の目的を目指すことができなくなる恐れがある。このような事態を避けるため、定期的に報告機会を設け、情報交換を欠かさない体制が望ましい。

(2) 市民活動団体と行政の対等な関係の保持

市民活動団体と行政は協働事業の企画、立案、実施の様々な段階で対等な立場による協議を行い取り組むべきであり、決して従属関係にあるものではない。従来は、市民活動が過度に行政に依存し、活動自体の主体性を低下させる場合も見受けられたが、協働事業の実施にあたっては、市民活動団体は、目的意識を明確にして主体的に行政とともに事業に取り組むべきである。

(3) 責任分担性

協働事業においては、行政とそのパートナーは互いに得意分野等により、役割分担を協定等で明確にすべきである。行政であれば、経費負担、広報や回覧等による事業周知、会場確保等の分担が想定され、市民活動団体であれば、専門知識や経験を活かした啓発活動や事業企画、独自ネットワークや地域性を活かした人材確保、事業動員等が想定される。このように特性に応じた分野ごとの取組を活かしながら個々の役割分担を合意したうえで、それぞれが事業遂行の責任を負うことが望ましい。

(4) 市民活動団体と行政の相互信頼

市民活動団体と行政が協働のパートナーとなり、長期間にわたり市民を対象とした公共サービスを継続的に実施するためには、相互信頼が不可欠であると考えられ、互いの事業に対する姿勢について、その背景を理解することが重要と言える。

行政側としては、市民活動側に、なぜ協働事業を実施しようとしているのか、どのような事業計画か、遵守すべき点は何か等の理解を求める必要がある。

市民活動側としては、行政側になぜ協働事業に取り組むに至ったか、何を活動の目標として掲げているか、行政と協働して取り組むことで何を実現しようとしているか等を理解してもらう必要がある。

両者のこれらの意向の接点を見出し、遵守事項を明確に合意したうえで公共サービスが構築され継続実施されることが必要であると考えられる。

また、当然、協働事業は公共サービスとして実施されるので、関係者のみならず、サービス提供の関係者である市民等の第三者からも理解・信頼を得なければならない。このためには、この市民活動と行政の相互理解が周囲からも認知される状態を維持・継続できなくてはならないと考えられる。

ここで、市民活動団体と行政の関係での懸案事項が挙げられる。行政担当者が、市民活動の現場を詳細に把握せず、行政側の視点からのみ活動に取組、手続きや形式に固執してしまったり、市民活動の側が、自らの成果を求めるあまり、手続きを軽視してしまわないか。このような市民活動団体と行

政との意識のズレを埋める事ができない恐れがある。

これら为了避免するためには、事業着手前の調整に時間をかけ、丁寧に意見交換を行い、互いの意向や目的を尊重することが必要である。また、両者を取り持つ機関として、行政側と市民活動側の双方の立場を理解する市民活動サポートセンターのような中間支援組織を調整に介在させることも解決策の一つと思われる。

(5) その他

その他に協働事業に取り組む姿勢として、行政側に求められる点がいくつか挙げられる。

まず、行政の仕事が繁雑で、市民に的確に説明が尽くされない危険があるので、手続きの簡略化を進める姿勢が必要であると考えられる。

次に、協働において複数の所管課に関わる事業も多くあることから、行政各所管の連携体制の構築も併せて配慮されるべきである。

最後に、市職員自身も市民の視点から行政手続きを観察する経験は貴重であると考えられ、行政の職員が自身の興味のある市民活動団体に個人として加入し、活動を内部から見るという経験も有用と考えられる。活動する市民との仲間意識や当事者意識が培われることも期待できると考えられる。

5 今後の施策について

(1) 提案型協働事業への取組

自らの地域課題や社会的問題に取り組むという市民力や地域力の意識が高まってきている中、社会的使命を達成するために活動している市民活動団体は着実に増えてきている。地域課題の効果的な解決と、市民ニーズに合った公共サービスの提供のためには、そうした市民の力の積極的活用、市民活動団体と行政との協働が不可欠というのが、社会的な流れとなっている。

市としても、その流れに遅れることなく、市民と行政の協働のあり方を明確化し、協働を推進するため、「提案型協働事業」に早急に取り組むべきである。

「提案型協働事業」とは、市民活動団体や行政の提案に基づき、市民活動団体と行政が対等の立場で、適切な役割分担により、双方の責任において事業を実施するものであり、大きく分けて「行政提案型」と「市民提案型」の2つのタイプがある。最終的にはその両方が必要であるが、今回の提言では、まず早急に取り組むことを優先とし、平成22年度からモデル事業として、実現可能な部分から始め、本格的な制度については、平成23年7月を目処に本委員会でもとめる提言を基に創設していただきたい。

ア 行政提案型協働事業

想定される手続きの概要は次のとおりである。①事業テーマを行政から提示し、市民活動団体からの事業企画案を公募する。②応募事業の公開プレゼンテーションによる審査の結果、最も効果的な提案をした団体（以下「協働事業パートナー」という）と事業所管課とで協議する。③その結果を受けて実施事業内容を確定し、協定締結後、事業を実施する。④実施事業を検証し、その結果を次の事業に活かす。

事業の実施上の留意事項がいくつか挙げられる。

第一に、協働事業の4月着手を可能とするため、市民活動応援補助金と同様に、前年度末までに協働パートナーが決定され、年度当初に協定が締結されるよう公募時期を設定することが望ましい。

第二に、公募の際に、事業テーマについてなるべく細部を提示せず、応募者側の詳細事業設計の余地を残しておくべきである。

第三に、協働事業の実施が単年度で終わってしまうのでは効果の確認が困難であり、将来的には複数年にわたる継続事業としての協定締結の検討をすべきである。

第四に、平成 23 年度の協働事業を参考にして積極的に事業テーマを設定し、様々な分野の団体に事業応募の機会を付与するべきである。

第五に、パートナーの発掘という視点から、共催、事業協力などの形態を多用していくことを考慮するべきである。

第六に、応募事業の審査にあたっては、公平性を確保する方策の実施、協働の形態についての検討、役割分担の明確化等を審査会が担うべきである。

イ 市民提案型協働事業

提案型協働事業としての内容は前述のとおりだが、市民提案型の場合は、特に提案事業が専門性の高い新規事業であることが想定されるため、事業ニーズの判断基準や行政側の総合計画等との整合性について検討する必要があるとともに、市民活動応援補助金における申請事業との住み分けを図るべきである。また、既存事業であれば、所管課との合意を得やすい調整機会を設定する必要がある。予算計上手続き等を考慮し、平成 25 年度事業実施を想定して準備作業にあたっていただきたい。

(2) その他

多くの協働事業を市の施策として実施するには、市民活動サポートセンターのみならず、行政自体も、協働のパートナーに成り得る市民活動団体を育成していく姿勢が必要と考えられる。そのためには、各所管で市民活動団体に対して、活動内容にアドバイスし、活動の充実を図る必要がある。

また、行政が今後のまちづくりに必要な課題について、市民からアドバイスを受け、共に課題解決を図る姿勢も必要である。

テーマ2 「市民活動の充実・促進策について」

現在本市で実施されている主な市民活動の充実・促進策について考察してみたい。

1 市民活動応援補助金制度

市民活動応援補助金は、平成15年に施行された小田原市市民活動推進条例に基づき、市民が自発的に行う市民活動を財政面で支援することにより、市民活動の活性化と自立を図るとともに、市民・市が互いにパートナーとして協働の姿を生み出し、市民参加によるまちづくりを進めることを目的としている。

本事業を通じて活動団体の事業の充実が図られるようになれば、別テーマで掲げる行政との提案型協働事業のパートナーとして、市と共に公共サービスを提供していくことも期待できると考えられる。

この制度の改善策としていくつかの項目が挙げられる。

第一に、ステップアップコースでは現状の補助率が1/2であるが、団体の自己負担金を低くすることによって事業計画が容易になるよう補助率を高く設定すべきではないか。ただし、上限額は従来と同額とし、補助件数が減少しないように配慮する必要がある。

第二に、応援補助金の申請件数が近年15～20件を推移しているが、補助事業の質をより向上させるためにも申請件数が増加することが望ましい。補助金のプレゼンテーション等の審査をより多くの団体に公開するなど、補助金制度の市民活動団体への認知度を高め、今後の応援補助金への申請の活性化を図るべきである。

第三に、補助金交付決定からその清算まで、事務局が実施現場を訪問していないが、審査のノウハウ、アドバイスの質の向上等を図るためにも、補助対象事業の実施現場への訪問等により進行度のチェック等を実施することが必要である。

第四に、専門分野に関する活動については、その活動の成果を市民に還元するよう条件を付すなど、公共性、公益性についての配慮が必要である。

第五に、現状では前年度の補助事業の事業結果に対する評価等の意見交換が実施されていないが、審査員の認識を高め、適切な審査を実施するためにも、前年度の補助事業の総括が必要である。

第六に、過去の補助対象事業の中には、地縁に基づく活動が混在しているが、今後、地域コミュニティ活動を強化するための支援策を検討していくのであれば、制度間の調整が必要になると思われる。

2 ボランティア活動補償制度

市では市民が安心してボランティア活動を行うことができるよう、市民団体やその指導者または個人が行う、社会奉仕活動、社会教育活動、青少年育成活動、社会福祉活動及び地域社会活動などで、本来の職場を離れて行う継続的、計画的な実践活動を対象として、活動中の不慮の事故を補償する「小田原市ボランティア活動補償制度」を実施している。

本制度に関しては、平成21年度に実施された事業仕分けにおいて「本来、市民活動では保険制度への加入は主催者が負担すべきものである」として「見直し」の意見が出されているが、安心して市民が活動できる環境を整備するにあたって、行政の重要な役割の一つと考えられ、全市民を対象にした事前申請や登録も不要な利便性の高い制度となっており、なお一層市民に周知徹底を図りつつ、今後も継続すべきである。ただし、今後、行政と市民との協働が進めば進むほど、その補償範囲を厳密に議論する必要があると思われる。

安心して活動できる環境を整備するにあたって、行政の重要な役割の一つと考える。

全市民を対象に事前申請や登録も不要という、利便性の高い制度となっており、なお一層市民に周知徹底を図りつつ、今後も継続していただきたい。

3 市民活動サポートセンター

市民活動サポートセンターは、市民の自主的で非営利なボランティア活動をはじめとする公益性の高い活動を支援するため、市民活動にかかる普及啓発事業、相談事業を実施し、作業スペース、会議スペース等を提供する施設である。市民会館に設置しており、指定管理者として平成 15 年度から市民活動を支える会と委託契約を締結している。

サポートセンターが現在実施する事業のなかでも、市民活動の普及・啓発事業については、今後は、定年退職者等に対しての市民活動啓発に留まらず、老若男女を問わず幅広い世代を対象に実施するべきである。

次に、市民活動団体との交流会・分野別交流会は、平成 21 年、22 年に開催した交流会を実施したところ多数の参加者を得られたことから、諸団体の交流意欲が非常に高いということが確認されている。団体間の交流は効果的な情報交換や個別事業への動員が期待でき、市民活動の促進に効果が高いと考えられ、今後も積極的にその機会の確保に努めるべきである。

次に、市民活動団体イベントカレンダーは、インターネットの普及にともない、今後はネット上でももっと詳しく公開すべきである。

これらの現行事業に加え、市民活動団体と地域活動団体の連携交流についても取組が期待される。テーマ 3 で述べるように連携交流が図られるようになれば、市民活動の拡大に向けた新たな展開が可能となる。市民活動団体の集まりに地域活動団体が出席して担い手を求める場合や、地域活動団体の集まりに市民活動団体が出席して活動の場を求める場合等が考えられ、両者の相互補完が期待できると考えられる。このように市民活動団体と地域活動団体を結びつける機能を果たすには、市民活動サポートセンターがコーディネーターとして機能することが最も適切と考えられる。

4 まごころカード

市では市民のボランティア活動を促進し、定着させるため、まごころカードを発行している。

ボランティアへの意識を高めていく事業として、今後も継続していただきたい。ただし、活動への感謝というカードの趣旨が十分に周知され、ボランティア活動を称えあう社会の醸成という本来の目的の達成につながるよう、検討いただきたい。また、更に発展させ、市民のポイントカードのような物として、地域活動、市民活動、ボランティア活動した場合、又、参加された方にもポイントをつけ、将来介護ポイントとして使うことが出来るなど、様々な活動の活性化を図る検討も必要と思われる。

5 まちづくり市民サポーター

市や地域のために自分の持っている技術や経験を社会の中で生かしたい、などの意欲を持つ個人、団体、事業所など市民に「まちづくり市民サポーター」として、市民活動団体や行政が行う活動に協力してもら

う事業である。市内には専門的な知識を有するさまざまな団体が存在し、サポーターとして他の団体の支援を得ることで、事業の進展だけでなく、団体間の新たな連携が期待できる。

本事業の認知度をより高くしてサポーターの活躍の場が増えていくことを期待したい。例えば、学校で子供たちに興味ある技術を教えるとか、本の良さを伝えるなど。家族には素直になれない世代にとって、他人で尊敬出来る大人に触れ合う機会が少ないので、良い機会につなげる。

活動の内容が漠然としていて解りにくい点があるのではないか。

6 その他市民活動促進のために必要なこと

(1) 市民活動推進委員会

市民活動推進委員会の本格的な議論の場をより多く確保するべきである。このため、現在行っている応援補助金の審査の2回分を当委員会開催回数から除き、審査のみを目的として別に開催することが望ましい。

(2) 広報活動の強化

より市民活動の意義と行政の支援体制、各支援事業のPRが必要である。また、市報等において団体の紹介等の実施や、各自治会等を通じて、活動団体の事業の案内、結果、報告も必要ではないか。

インターネットのホームページはなかなか一般の方は見ないので、分かりやすい活動団体の紹介記事や一覧表などを配布し、その代表者に容易に連絡が取れるようにするとよい。

(3) 事業発表会の開催

市民活動団体の活動成果を一部のテーマ関係者だけに留めず、より多くの市民に知ってもらう場、もしくはシステムをつくってはどうか。例えば市内事例や他市での事例の調査研究等の発表会などを開催して、より多くの団体やさまざまな分野の活動へ情報共有するとよい。

(4) 学校教育での啓発

小中高校のカリキュラムへの組み込み(例 「総合的な学習の時間」の活用)で、若いときからボランティア活動の意義を教え込むとよい。

テーマ3 「市民活動団体と地域活動団体の連携について」

1 連携の現状

現在、本市内においては市民活動団体と地域活動団体による連携事業の事例が少ない。市立下府中学校運動場の芝生化事業における下府中地区自治会連合会と市民活動団体下府中コミュニティ SHIN²との連携事業や、同じく下府中地区での学童保育における市民活動団体の「よさこい踊り教室」が事例として挙げられる程度である。

一般的にも各自治体で団体間の連携を推進する動きは見られるものの、成功事例を多く挙げる事は残念ながら出来ない状況である。

これは、後述するように、市民活動団体が地域活動団体を地域関係者の範囲内でのみ取り組む団体と考え、一方、地域活動団体が市民活動団体を自分たちの活動テーマのみを組み合わせる団体と考え、互いに過小評価してきた経緯があったといえるのではなかろうか。

2 市民活動団体と地域活動団体の特徴

2つの団体はそれぞれの成り立ちから対照的な特徴を持つとすることができる。

地域活動団体の代表としては自治会が挙げられ、同一区域の居住者の組織で地縁や日常生活のつながりで成立し、行政と直結しながら情報を広く伝達するとともに、日頃の防犯活動や災害時の防災活動などに重要な役割を担っている。その歴史は古く、認知度や信頼性も高く、地域の交流に大きく貢献している。自治会は会長から組長まで役職が幅広く、性格上地域の理解や協力が得られやすく、トップダウン的に取組を実行することができる。

一方、市民活動団体は、環境系や福祉系など分野ごとに共通の目的意識を持った参加者が多く集っており、目的や目標が明確なので、団体内に一定の信頼関係が構築できれば、その実現のために結束力や行動力が発揮され、長期間にわたる社会貢献活動が可能になる。

3 連携の必要性

市民活動団体と地域活動団体の連携は多くの事例を挙げる事はできない状況ではあるが、以下のような理由から必要と考える。

両者の連携は、地域活動団体の担い手充足や活動における専門性の向上と市民活動団体の活動の発展や活動エリア確保を相互に実現し、それぞれの強みを生かし、弱みを解消する期待が出来ると考えられ、地域の活性化に結び付き、地域の課題の解決が期待される。

具体的には、市民活動団体の多くは、実施する事業の量的質的發展を希望し、多くの参加者を求め、自らが提供する情報についての理解者を求めており、そのためにより多くの交流とより広い活動エリアを求めている。今後、市民活動団体が地域に活動の場を得ることで、活動を発展させ、多くの地域住民との交流を可能にし、いわゆる「新しい公共」への展開に結びついていくことが期待できるようになる。

一方、地域活動団体は住民の生活エリアにおいて様々な課題を抱えており、それぞれの解決にあたるための人材を求めてはいるものの、その確保は困難であり、人材不足は市内全体で共通した課題となっている。市民活動団体との交流連携による地域の課題解決に取り組む地域活動団体はまだ殆ど存在しないと推測されるが、相互補完の可能性を認識できるような交流機会を公的機関等により設けられれば、新たな連携を実現することは十分可能であると考えられる。連携が実現した場合には、市民活動団体の地域内での活動を通じ、地域が専門的な活動を間近で経験することが可能になり、専門性を高める効果

があるとも考えられる。一度連携を経験できれば、別分野における連携を希望することもあり得ると思われる。

4 連携への課題

市民活動団体と地域活動団体は、ボランティアな団体ではあるが、どちらも「外部との交流経験に乏しい」「担い手が不足している」という課題を持つ。両団体は活動のフィールドも動機もまったく異なることから、継続的に連携するという事は容易ではない。現状では交流さえも困難であるが、双方のニーズを把握し、コーディネートする公的な仕組みがあれば取組の連携に可能性がでてくると考えられる。

また、地域活動団体は構成者が同じ地区に居住するということが大きな要素であり、外部からの人材、市民活動団体を地域で受け入れる意思決定が組織内で構築できるか否か大きな課題である。

一方、市民活動団体においては、地域活動団体の意思決定や受け入れ後の地域への認知に時間を要する場合が考えられることから、活動の結果をすぐに求めることなく、時間をかけることができるかどうか、また、自分たちの活動の趣旨と地域が求めるものとの多少の距離やズレを許容できるか否かが課題と思われる。市民活動団体はその活動テーマへの志願者を構成メンバーとしており、共通の価値観、目的意識を有している。複数の団体が入り込めばそこには自ずと主導権争いが大なり小なり発生して目的達成の障害になる。活動テーマごとに適した団体を選定して一任すべきと思う。

5 連携の可能性

前述のとおりいくつかの課題はあるものの、市民活動団体と地域活動団体との連携については、関係者の取組によって実現することは可能であると考えられる。

比較的容易に連携が実現すると思われるのは、地域で活動するためにその地域内の住民が自主的に発足させた市民活動団体である。地域内で人間関係が構築されている場合が多く想定され、こういった団体は比較的容易に連携していくのではないだろうか。

想定しなければならないのは、全市域など広い範囲で組織されている団体と個別の地域活動団体との連携であるが、時間を要すると思われるものの、条件が満たされれば不可能ではないと考えられる。

まず、自発的に多くの市民団体が連携先を求めて地域団体に連絡していくことは現実的には考えにくいことから、連携の機会を設けるには、行政や市民活動サポートセンターといった中間支援組織から交流機会を設定されるなど、外部機関の働きかけによって、分野に応じて互いに連携の可能性を検討することが効果的と考えられる。この場合、交流機会を創出する役割を担当する機関は、地域活動従事者や市民活動団体などの関係団体のヒアリング等により詳細な情報収集を実施し、団体間のマッチング、情報提供、コーディネートに役立てていくことが望ましい。このような場合を想定し、市民活動団体がサポートセンターなどの中間支援組織に登録する際には、地域活動との交流意欲などの確認手続きを設ければ、コーディネートの材料になるものと考えられる。

交流機会としては、地域行事を市民活動団体に見学させたり、市民活動団体の情報交換や発表の場に地域活動の人を参加させたりするなど、場合によっては中間支援組織が立ち会いながら自然な交流の場を設ける必要があると思われる。

これらによって活動内容の把握が容易な交流機会が設けられれば、年に1回程度のイベント等の一過性の活動の中で相互のノウハウを生かすという初期段階の連携であれば可能性があるのではない

か。交流の後、定期的に開催される地域の清掃などの行事に両者が集まる機会を設けることができれば、連携の可能性がさらに広がると考えられる。

市民活動団体と地域活動団体には、いろいろな分野があり、地域によっても異なるので、全部一括して行政や中間支援組織がコーディネートするというのは困難と思われるが、まずはいくつかの事例を創出するという程度から取り組んでいただきたい。

6 連携の推進に向けて

前述のような下府中地区の下府中グリーンプロジェクトといった事例が紹介されて広まっていくことで、団体間の連携の可能性はもっと広がると思われ、地域に対して積極的に事例紹介する場を設定していくことが重要と考えられる。

また、団体間の「連携」というとカッコリしたイメージで、「常に協力していないといけない」という意味合いが強くなるように思われるが、「協力」の方が、「何かの行事のときには一緒にやろう」というような軽い気持ちでできるのではないだろうか。まずは、あまり組織的な取組として捉われることなく、気軽に情報交換や交流をイメージして、団体間で話し合う場を持つところから始めることも考えられる。

いずれにせよ、先進事例情報の関係者での共有、団体相互の交流機会の設定、連携希望の発信の場の設定など、行政や中間支援組織がまずは環境整備に着手していただきたい。